



事例から学ぶ  
廃棄物処理実務に潜む  
日常的风险の回避術

# 事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む 日常的风险の 回避術

芝田 麻里 [監修]  
産業廃棄物処理業経営塾OB会 [編]

## CONTENTS

- CASE1: 異物混入のリスク
- CASE2: 処理価格をめぐるリスク
- CASE3: 廃棄物区分の誤認によるリスク
- CASE4: 火災・事故発生のリスク
- CASE5: 排出者の知識不足によるリスク
- CASE6: 収集運搬に伴うリスク
- CASE7: 「ムリサイクル」によるリスク
- CASE8: 社内の体制・コミュニケーションエラーのリスク
- CASE9: その他のリスク
- 資料編: 全国各地で実地調査! 県外産業廃棄物の流入規制の状況

芝田 麻里 [監修]  
産業廃棄物処理業経営塾OB会 [編]



## リスク回避で持続可能な成長企業へ

産業廃棄物処理業が無くしたい死亡事故や火災事故、過積載、不法投棄などの発生事例を紹介し、そのリスクを回避するためのチェックリストと弁護士によるワンポイントアドバイスが素晴らしい。

田中 勝  
(産業廃棄物処理業経営塾 塾長・岡山大学 名誉教授)

第一法規

# 日常業務で起こり得るリスク

## “生きた実例”にこそ回避のヒントがある!!



### 事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む!

# 日常的リスクの 回避術

芝田 麻里 [監修]  
芝田総合法律事務所  
代表弁護士

産業廃棄物処理業経営塾OB会 [編]  
将来の産業廃棄物処理業経営を担う人材を育成すべく、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が事務局となって全国の経営者層等を主な対象として開講される「産業廃棄物処理業経営塾」の卒業生による自主設立団体。

A5判・212頁 定価:本体2,200円+税

特色

# 1

全国の廃棄物処理業者から集めた「コミュニケーションエラー」に起因するリスク事例を収録!

▶「生きた実例」で問題の所在、リスク回避のポイントがわかる!

### 事例3-① 「はい」と「はいゆ」～排出事業者と処理業者間のコミュニケーションエラー～

**事例**

ある日の昼下がり。  
中間処理業を営むM社の営業担当Xは、以前より産業廃棄物の受入れを行っているP社の担当Yからの電話を受けた。

排出事業者Y「あの～、「はい」の処理をお願いしたいのですが…」  
処理業者X「はい、わかりました。いつものですね!」  
排出事業者Y「はい」  
処理業者X「量は、どのくらいありますか?」  
排出事業者Y「ドラム缶で、1本分です」  
処理業者X「承知しました。では、配車いたします」

処理業者営業担当のXは、早速ドライバーを手配し、P社に向かわせた。  
ドライバー「こんにちは。いつもの「はいゆ」を取りにきましたー!」  
排出事業者Y「はいー!ご苦労さまでーす!」  
ドライバーが引き渡されたドラム缶を確認すると…そこにあったのはいつもの「廃油」ではなく…

ドライバー「…あのー、これはもしかして「灰」じゃないですか?」  
排出事業者Y「はい!」  
ドライバー「はい!わかりま……いやいやいや、困りますよ!うちはこのエリアでは『燃入れ』の許可を持ってないから運搬できません!第一契約品目にも入ってないじゃないですか!」  
排出事業者Y「…はい?」

ドライバーは根気強く排出事業者Yに、「はいゆ」はOKだけど「はい」は引き

CASE3 廃棄物区分の誤認によるリスク

取れない旨を説明し、ようやく納得してもらえた。しかし、適当な対応をしたXへの怒りは収まらない。  
(Xのヤツ、なんでもハイハイ引き受けやがって…)  
ドライバーは胸の奥底から、深いため息を吐いた。

**何が問題か?**

- ・廃棄物の受入れ時に「いつもの…」は禁句!依頼の電話の時点で必ず受入物についての詳細を排出事業者に確認することが重要。
- ・排出事業者側の知識不足もあることから、確認不足により処理業者側がミスリードしてしまうおそれがある。

**業務への影響**

- ・受入物の品目を勘違いしたまま許可範囲外の産業廃棄物を運搬してしまうリスクがある。実際に運搬してしまった場合は廃棄物処理法違反(無許可営業など)となる場合も。
- ・廃棄物処理法違反として罰金以上の刑が科された場合には、処理業許可取消など最悪のケースとなる。

**解説**

■「いつもの〇〇」は要注意  
思わず「座布団1枚!」…と言いたくなるような事例ではありますが、一歩間違えば座布団どころか業の許可まで取り上げられてしまうことになりかねないので、注意が必要です。  
ある程度の期間取引のある会社で、しかも受入品目が毎回決まっているようなケースでは、受け入れる処理業者側も「またいつものアレね」…といった具合で、チェックが甘くなってしまふことは大いにあります。  
しかし、きちんとチェックしなかったために契約品目外のものや、業の許可品目に含まれていないものを運搬してしまうようなことにもなりかねません。とく

### 最新の廃棄物処理実務の動向もわかる!

めず、うな事態を防…  
双方の努力ではじめて適正知識が…

**リスク回避のポイント**

6 リスク回避のためのチェックリスト

- 事前に排出事業者に対し禁忌品等の説明を行っているか。
- 改修、解体工事の場合は現地調査を行っているか。
- とくに、病院・研究室・工場関係などは十分な確認を行っているか。
- 搬入された廃棄物について展開検査を行っているか。
- 禁忌品発見後に排出事業者への連絡から返却までのフローが決められているか。

7 今後の課題・提言

- 禁忌品が搬入された場合、排出事業者のどのポジションの人に連絡するのがルール化しておく。連絡は時間を空けて速やかに行う。必要に応じて排出事業者に対して原因及び今後の対策について書面で報告を求める。
- 契約当事者間で協議の上、委託契約書に「禁忌品搬入時の措置」について記入も検討する。
- 危険物であることの前周知を徹底する。
- 危険物(今回はライター)専用の回収袋を提案する。
- 上記の対策をした上で展開検査を行い、危険物がいないか確認する事が重要。

特色

# 2

廃棄物処理の実務にすぐに役立つオリジナル資料を収録!

▶自治体ごとの運用の違いがひと目でわかる!

自治体別県外廃棄物の  
流入規制状況

裏面をご覧ください →



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# CONTENTS

- まえがき
- 監修にあたって

## ■CASE1：異物混入のリスク

- 事例1-① 毒劇物の混入！
- 事例1-② 注射器の混入！
- 事例1-③ 大型金属の混入による破砕機の故障！
- 事例1-④ 続々と…～異物の混入～

## ■CASE2：処理価格をめぐるリスク

- 事例2-① 情報不足によるトラブル
- 事例2-② 有価物と産業廃棄物が発生する現場にて  
～有価物の買取価格と処理費用の相殺！？～

## ■CASE3：廃棄物区分の誤認によるリスク

- 事例3-① 「はい」と「はいゆ」  
～排出事業者と処理業者間のコミュニケーションエラー～
- 事例3-② 連絡不徹底による廃棄物内容誤認  
～社内におけるコミュニケーションエラー～
- 事例3-③ 運送業界から排出される食品系廃棄物の品目判断

## ■CASE4：火災・事故発生のリスク

- 事例4-① 化学反応による火事発
- 事例4-② 建設廃棄物の中にライター！
- 事例4-③ オフィスごみから発火！

## ■CASE5：排出者の知識不足によるリスク

- 事例5-① スプレー缶からの塗料飛散
- 事例5-② 運搬車両の過積載
- 事例5-③ 発注者の指示で不法投棄！

## ■CASE6：収集運搬に伴うリスク

- 事例6-① ドラム缶に入った産業廃棄物の漏えい
- 事例6-② 収集運搬における漏えいリスク

## ■CASE7：「ムリサイクル」によるリスク

- 事例7-① リサイクルがすべてじゃない！

## ■CASE8：社内の体制・

コミュニケーションエラーのリスク

- 事例8-① 休職していた社員の復職トラブル
- 事例8-② 退職者からの賃金未払い交渉
- 事例8-③ 辞められちゃ困るよ
- 事例8-④ 事務作業が多すぎる！

## ■CASE9：その他のリスク

- 事例9-① 同じ廃棄物なのに品目が異なる！
- 事例9-② 海外進出における商習慣の違いによるリスク
- 事例9-③ 管理会社介入に伴うリスク

各自治体における県外産業廃棄物の流入規制の状況（事前協議制等）

自治体名	対象対象・内容		法適用	申請方法	申請機	届出者の担当
	中継処理 届出/届出	最終処分 届出/届出				
北海道	○		○	○	○	○
札幌市	○	○				
旭川市	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○				○
青森市	○	○				
八戸市	○	○				
岩手県	○	○	○	○	○	○
盛岡市	○	○				
宮城県	○	○				
仙台市	○	○	5/17月経	○	○	○
秋田県	○	○	申請数案内	○	○	○
秋田市	○	○		○	○	○

有効期間	事前協議に 関する平均期間	協議内容・変更等	備考
			6月30日までに、その年の3月31日以前に1年間に於ける県外産業廃棄物の搬入実績を報告し、搬出事業者が最終処分業者に処分を委託した場合、北海道環境社会形成推進に関する条例第32条に基づき委託先の処分状況等の確認が不要となる（1年以上たわたり継続して産業廃棄物の処分を委託する場合は、年1回以上定期的にその施設の処分の実績等の確認とその結果の記録、保存が義務づけられている）。
			別の条例に準ずる。
継続の日から1年		旭川市選別物の処理に係る指導要綱	旭川市と協議をする前に、北海道との事前協議が必要。
当該年度末	2週間程度	青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	別の条例に準ずる。
			別の条例に準ずる。
最大4年	約2週間	岩手県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	別に申請を行う。
			「官経産部産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」において最終処分権を認める産業廃棄物処理業者に対し、県外で排出される産業廃棄物の処理を委託する旨の努力義務あり。
1年		仙台市産業廃棄物の搬入処理に関する指導要綱	代表印を要する。
			実績報告・排出事業者から年1回（6ヶ月に1回実施） 報告受入業者に対する要請書あり。 事前協議等の要請（通常1年→要請回数2年） ◎品名：産業廃棄物法に定める全品目（自動車リサイクル法対象物は除外） ◎条件等：搬入車種に基づき、排出事業者から年1回に対し、環境保全協力金の支払いあり。
1年	約1週間	秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	別の条例に準ずる。
1年	約1週間		

## 特色 2

廃棄物処理実務に  
すぐに役立つ  
オリジナル資料を収録！  
自治体ごとの運用の違いが  
ひと目でわかる！

＜資料編＞  
全国各地で実地調査！  
県外産業廃棄物の流入規制の状況

- あとがき
- 産業廃棄物処理業経営塾OB会の紹介
- キーワード索引

詳細・お申し込みはコチラ
→ 第一法規
検索
CLICK!

申込書（第一法規刊）

### 事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む日常的リスクの回避術

●定価2,420円（本体2,200円） [コード 066662]

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。  
\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ  
ご氏名

部署名

TEL

E-mail

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

**■宛先**  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についてのご懸念、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

廃棄物リスク (066662) 2020.2 SE